



第78期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025年12月23日（火曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ
5階「日輪」

議決権行使期限

2025年12月22日（月曜日）午後5時30分まで

目次

- 第78期定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
 - [第1号議案] 剰余金処分の件
 - [第2号議案] 取締役10名選任の件
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

横浜冷凍株式会社

証券コード：2874

証券コード 2874

2025年12月4日

(電子提供措置の開始日2025年11月29日)

株主各位

本店 横浜市鶴見区大黒町5番35号

本社事務所 横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号
横浜コネクトスクエア10階

横浜冷凍株式会社

代表取締役社長 古瀬 健児

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第78期定時株主総会招集ご通知」及び「第78期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yokorei.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）に「横浜冷凍」又はコードに「2874」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権行使していただくことをお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時

2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル＆タワーズ 5階「日輪」

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第78期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第78期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

メールによる質問方法

下記メールアドレスに、必要事項と質問事項を入力したメールをお送りください。

【メールアドレス】 soukai@yokorei.co.jp

【必要事項】 ①株主番号（ご不明の場合は省略可です） ②お名前 ③ご住所
④ご質問（200文字以内で、要点を簡潔に、お願ひいたします。）

※2025年12月16日（火曜日）午後5時まで

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。
インターネットによる議決権行使の方法は、次ページをご参照ください。

行使期限 2025年12月22日（月曜日）午後5時30分まで

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年12月22日（月曜日）午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

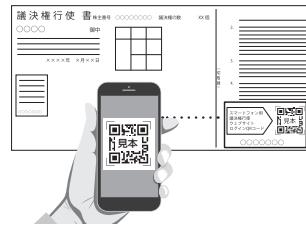
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面による議決権行使において、各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

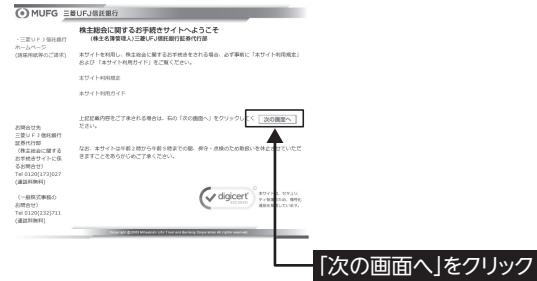
2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

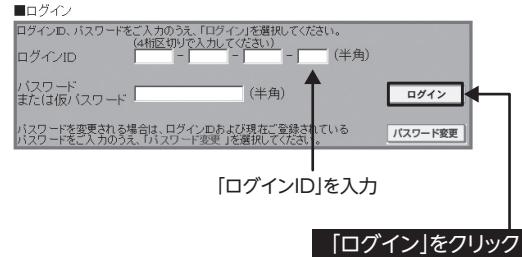
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログインID」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※画面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使に関する
スマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、
右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。第78期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

配当総額709,876,440円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,500,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって現在の取締役全員（12名）が任期満了となりますので、社外取締役4名を含む、取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を経ております。

今回の選任にあたり、当社は取締役会の構成を見直し、社内取締役6名・社外取締役4名の計10名体制へと変更いたします。この変更は社外取締役比率の引き上げによるコーポレートガバナンスの強化及び経営意思決定の迅速化を目的としたものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位	取締役会出席回数	
1 再任	ふる 古	せ 瀬	けん 健	じ 児	代表取締役社長	14回／14回 (100%)	
2 再任	よし 吉	かわ 川	なお 尚	たか 孝	常務取締役	14回／14回 (100%)	
3 再任	おか 岡	だ 田	ひろし 洋		取締役	14回／14回 (100%)	
4 再任	よし 吉	だ 田	さとし 郷		取締役	14回／14回 (100%)	
5 新任	かわ 川	はら 原	のり 法	お 男	執行役員	—	
6 新任	あ 阿	べ 部	ひろ 広	やす 康	執行役員	—	
7 再任 社外	ほり 独立役員	堀	あい 合	よう 洋	すけ 祐	取締役	14回／14回 (100%)
8 再任 社外	ほん 独立役員	本	だ 田	みつ 光	ひろ 宏	取締役	14回／14回 (100%)
9 再任 社外	さか 独立役員	坂	もと 本	より 順	こ 子	取締役	14回／14回 (100%)
10 新任 社外	な 独立役員	名	とり 執	まさ 雅	こ 子		—

上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づく取締役会決議があつたものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ふる せ けん じ 古瀬 健児 (1962年9月14日生)	1986年4月 当社入社 2001年10月 当社佐世保営業所長 2015年7月 当社九州グループ統括部長 兼 九州営業部長 2015年12月 当社執行役員 九州グループ統括部長 2018年9月 当社執行役員 内部監査室長 2019年12月 当社取締役 国内産地販売グループ統括部長 2021年10月 当社取締役 管理本部長 兼 A E O 総括管理室長 2023年5月 当社取締役 管理本部長 兼 広報 I R 部長 気候関連担当 中期経営計画推進副委員長 2023年12月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	58,605株
2	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> よし かわ なお たか 吉川 尚孝 (1974年9月11日生)	1998年7月 当社入社 2011年4月 当社横浜物流センター所長 2017年12月 当社執行役員 総務人事統括部長 2019年12月 当社取締役 総務人事統括部長 兼 投融資部長 2020年5月 当社取締役 投融資部長 兼 海外事業部長 2021年10月 当社取締役 販売事業副本部長 兼 事業総合企画部長 兼 広域販売事業部長 2022年4月 当社取締役 販売事業副本部長 兼 販売事業戦略本部長 兼 広域販売グループ統括部長 兼 広域販売事業部長 2023年12月 当社常務取締役 事業総合企画本部長 兼 販売事業本部長 中期経営計画推進委員長 (現在に至る)	37,128株

【取締役会出席状況（当事業年度）】 14回／14回（出席率100%）

【取締役候補者とした理由】

古瀬健児氏は、販売事業部門の要職や管理本部長を歴任し、2023年12月からは当社代表取締役社長として優れたリーダーシップと的確な経営判断により、当社の企業価値向上に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と高い知見は、当社グループにおける持続的な企業価値向上に不可欠と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おか 岡 だ ひろし 田 洋 (1972年1月12日生)	1996年4月 当社入社 2011年4月 当社名古屋物流センター所長 2017年12月 当社執行役員 京浜ブロック長 兼 東京羽田物流センター開設準備委員長 2019年12月 当社取締役 ノルウェー事業担当 2020年5月 当社取締役 海外戦略室長（ノルウェー駐在） 2023年12月 当社取締役 販売推進事業部統括部長 兼 販売戦略管理部長 2025年4月 当社取締役 販売戦略管理部長 (現在に至る)	27,517株
4	<div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> よし 吉 だ さとし 田 郷 (1963年9月4日生)	2019年4月 第一生命保険(株)支配人神奈川営業局長 2022年4月 当社入社 2022年12月 当社執行役員 総務人事統括部長 2023年12月 当社取締役 管理本部長 兼 総務人事統括部長 気候関連担当 中期経営計画推進副委員長 2025年1月 当社取締役 管理本部長 兼 人事部長 兼 人材開発センター長 気候関連担当 中期経営計画推進副委員長 (現在に至る)	9,439株

【取締役会出席状況（当事業年度）】14回／14回（出席率100%）

【取締役候補者とした理由】

岡田洋氏は、当社冷蔵事業部門において業務を経験した後、2019年12月からは取締役として主に海外事業を担当し、2023年12月からは販売推進事業部統括部長 兼 販売戦略管理部長として事業を推進してまいりました。その豊富な業務経験と幅広い知見、高い実行力は、当社グループにおける持続的な企業価値向上に不可欠と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

【取締役会出席状況（当事業年度）】14回／14回（出席率100%）

【取締役候補者とした理由】

吉田郷氏は、当社総務人事統括部長として人的資本経営の推進に尽力し、2023年12月からは取締役管理本部長として、中期経営計画に基づく経営基盤の強化及び健全性の確保に貢献してまいりました。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営で活かしていくことが適切と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> かわ はら のり お 川 原 法 男 (1964年12月24日生)	1983年4月 当社入社 2011年4月 当社箱崎物流センター所長 2023年12月 当社執行役員 冷蔵事業本部長 パックス冷蔵(株)代表取締役社長 (現在に至る)	5,709株
6	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> あ べ ひろ やす 阿 部 広 康 (1974年11月2日生)	1997年4月 当社入社 2019年12月 当社IT統括部長 2023年12月 当社執行役員 総合企画部長 兼 システム 管理部長 2024年2月 当社執行役員 総合企画部長 (現在に至る)	4,824株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<div data-bbox="263 303 338 341" style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ほり あい よう すけ 堀 合 洋 祐 (1953年12月24日生) <div data-bbox="263 455 338 492" style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div data-bbox="338 455 459 492" style="display: inline-block;">独立役員</div>	1980年10月 新光監査法人入所 1988年7月 太田昭和監査法人移籍 1989年3月 公認会計士堀合事務所開業 (現在に至る) 2020年12月 当社取締役 (現在に至る)	2,998株
【取締役会出席状況 (当事業年度)】 14回／14回 (出席率100%) 【社外取締役候補者とした理由】 堀合洋祐氏は、公認会計士としての豊富な経験と企業財務に関する十分な知見を有しており、財務、会計の専門家として客観性、公平性をもって、経営全般に対する監視や助言等を行っています。引き続き当社の経営全般に有用な意見を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしています。			
8	<div data-bbox="263 825 338 863" style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ほん だ みつ ひろ 本 田 光 宏 (1961年7月7日生) <div data-bbox="263 976 338 1014" style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div data-bbox="338 976 459 1014" style="display: inline-block;">独立役員</div>	1984年4月 国税庁入庁 2010年7月 高松国税局総務部長 2012年7月 筑波大学大学院 ビジネス科学研究群 教授 (現在に至る) 2013年5月 TOMA税理士法人 国際税務顧問 (現在に至る) 2016年3月 ローランド ティー. ジー. (株) 社外監査役 2017年4月 公益財団法人 租税資料館 研究助成等選考委員 (現在に至る) 2018年6月 ユアサ商事(株) 社外監査役 (現在に至る) 2021年6月 税理士法人山田＆パートナーズ 税務顧問 (現在に至る) 2021年12月 当社取締役 (現在に至る)	2,914株
【取締役会出席状況 (当事業年度)】 14回／14回 (出席率100%) 【社外取締役候補者とした理由】 本田光宏氏は、国税庁で税務の要職を歴任し、現在は筑波大学大学院教授等として活躍されています。その豊富な経験と幅広い見識により客観性、公平性をもって、経営全般に対する監視や助言等を行っています。引き続き当社の経営全般に有用な意見を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしています。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
9	<div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> さか もと より こ 坂 本 順 子 (1971年11月24日生) <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1995年4月 東京都荒川区立第一日暮里小学校に赴任 2011年9月 司法試験合格 2012年12月 六田法律事務所（現 六田・坂本法律事務所）入所（現在に至る） 2016年6月 綿半ホールディングス（株）社外監査役 2018年4月 東京家庭裁判所調停委員（現在に至る） 2021年6月 綿半ホールディングス（株）社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2021年12月 当社取締役（現在に至る）		1,364株
【取締役会出席状況（当事業年度）】 14回／14回（出席率100%） 【社外取締役候補者とした理由】 坂本順子氏は、教育者としての豊富な実績を持ち、また、弁護士としての幅広い知識と経験を活かし、客観性、公平性をもって、経営全般に対する監視や助言等を行っています。引き続き当社の経営全般に有用な意見を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしています。				
10	<div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> な とり まさ こ 名 執 雅 子 (1961年3月11日生) <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1983年4月 法務省入省 2017年7月 法務省 人権擁護局長 2018年9月 法務省 矯正局長 2020年1月 日本電気（株）顧問（現在に至る） 2021年6月 デンヨー（株）社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2022年4月 日本司法支援センター理事 2025年10月 日本司法支援センター特別参与（現在に至る） 2025年10月 東京都人事委員会委員（現在に至る）		0株
【取締役会出席状況（当事業年度）】 一 【社外取締役候補者とした理由】 名執雅子氏は、法務省人権擁護局長、矯正局長を歴任し、法律や人権に関する高度な専門知識と豊富な行政経験を有しております。その専門性と幅広い知識を活かし、様々な視点で取締役会等において経営全般に対する有用な意見、助言等を頂けるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は当社が定める社外役員独立性基準を満たしています。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀合洋祐、本田光宏、坂本順子、名執雅子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堀合洋祐氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
- 本田光宏氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- 坂本順子氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、社外取締役候補者である堀合洋祐、本田光宏、坂本順子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
- また、社外取締役候補者である名執雅子氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として届出する予定であります。
5. 当社は、社外取締役候補者である堀合洋祐、本田光宏、坂本順子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める取締役の責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏が再任され就任した場合には、当該契約を継続する予定であります。
- また、社外取締役候補者である名執雅子氏が選任され就任した場合、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（非業務執行取締役を含む）・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。10名の候補者が取締役に選任され就任した場合には、各取締役は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
7. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2025年9月30日現在の状況を記載しております。なお、この株式数には当社役員持株会並びに従業員持株会を通じての保有分が含まれます。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス（予定）

当社は、取締役及び監査役の知識・経験・能力等のバランスを一覧化したスキル・マトリックスを作成しております。

なお、以下の一覧表は、取締役及び監査役が有する主なスキル分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

役 職	氏 名	社内/社外	ス キ ル								
			企業 経営	法務・ 内部 統制	事業 継続	人事・ 人財	財務 会計・ 税務	冷蔵 倉庫 事業	食品 販売 事業	海外 事業	DX・ IT
代表取締役社長	古瀬 健児	社内	○	○	○	○	○	○	○	○	
常務取締役	吉川 尚孝	社内	○	○		○	○	○	○	○	
取締役	岡田 洋	社内	○					○			○
取締役	吉田 郷	社内		○		○	○				○
取締役	川原 法男	社内						○			
取締役	阿部 広康	社内						○			○
取締役	堀合 洋祐	社外					○				
取締役	本田 光宏	社外					○				
取締役	坂本 順子	社外		○							
取締役	名執 雅子	社外		○		○					
常勤監査役	井上 啓造	社外	○	○							
常勤監査役	奥田 康一郎	社外		○			○				
監査役	宗像 久男	社外			○						
監査役	市川 裕介	社外		○			○				

【ご参考】スキル・マトリックスの定義

当社の取締役会及び監査役会は効果的な業務執行機能及び適切な監督機能を発揮するために以下のスキル・マトリックスをバランスよく備え、中長期的な企業価値向上に貢献すべきと考えます。

スキル	選定した理由
企業経営	企業の持続的成長のためには、経営理念の実践に向けた経営戦略企画・経営管理に関する知見が不可欠である
法務・内部統制	コンプライアンス経営と適切なリスクマネジメント体制を確保するためには、法務、リスク管理、内部統制に関する知見が不可欠である
事業継続	不測の事態に備えたBCP対応への知見や想定外の危機局面における迅速・的確な経営判断を行うための知見が不可欠である
人事・人財	人的資本経営の推進のためには、人財育成並びに人事制度構築のための知見が不可欠である
財務会計・税務	財務の健全性確保及び適切な税務対応レベルを維持するための知見が不可欠である
冷蔵倉庫事業	主要セグメントの更なる業容拡大のための知見が不可欠である
食品販売事業	主要セグメントの更なる業容拡大のための知見が不可欠である
海外事業	主要セグメントの海外事業展開のための知見が不可欠である
DX・IT	DX・IT推進により業務効率化を図るには各種デジタル技術に関する知見が不可欠である

【ご参考】社外役員独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者とみなす。

1. 当社グループ関係者

当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者

2. 取引先関係者

- ① 当社グループの主要な取引先で、直近事業年度における当社グループとの年間取引額が、当社グループまたはその者の連結売上高の2%以上の者またはその業務執行者
- ② 当社グループの主要な借入先で、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資していた者またはその業務執行者

3. 専門的サービス提供者

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関する専門家として、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受けている者

- ② 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

4. 寄付または助成先

当社グループが、年間1,000万円以上の寄付または助成を行っている組織等の理事その他業務執行者

5. 議決権保有関係者

- ① 当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者
- ② 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者

6. 過去に該当したことがある者

過去3年間のいずれかの時点において、上記1. から5. のいずれかに該当していた者

7. 近親者

上記1. から6. に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族

8. 前各号の定めにかかわらず、当社グループと利益相反関係が生じ得る特段の事由が認められる者

【ご参考】投資有価証券（政策保有株式等）

1. 投資有価証券（政策保有株式等）に関する方針

当社は、取引関係の維持・強化などを通じ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながると判断できる場合に限り、保有することとしております。

2. 保有合理性の検証

当社は、政策保有株式等について、定期的に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会にて中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しております。戦略的に保有の意義が希薄化した株式等は順次売却していくことを方針とし、当連結会計年度においては6銘柄1,035百万円の株式を売却いたしました。当連結会計年度末純資産82,417百万円に対し、投資有価証券43,256百万円（非上場株式及び社債を含む）と高比率となっておりますが、このうち31,729百万円（非上場株式及び社債を含む）は、食品販売事業の重要な海外事業パートナーの株式及び社債であり、戦略上の必要性から保有するものであります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年10月1日～2025年9月30日）における我が国の経済は、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善等により、景気の緩やかな回復基調が続いております。一方で、継続的な物価上昇やエネルギーコストの高止まり、米国の通商政策への懸念等、依然として先行きは不透明な状況です。

当社グループが関わる食品関連業界においては、原材料価格の高騰や人件費、物流費の上昇に加え、値上げに対する消費者の節約志向の高まりにより、厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、2026年を最終年度とする新・中期経営計画（第Ⅱ期）「繋ぐ力」を策定し、冷蔵倉庫事業では「積み重ねてきた高品質な物流で国内外の課題を解消し、お客様へスマートコールドサービスを提供」、食品販売事業では「国内外の生産者とのネットワークを活かし、目利き力により旬や美味しさをお客様へ」を方針とし、各種重点施策に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績は、売上高125,563百万円（前期比2.7%増）、営業利益4,238百万円（前期比8.8%減）、経常利益3,658百万円（前期比23.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,978百万円（前期比49.7%減）となりました。

売上高		
第77期	前期比 2.7%	第78期
122,282 百万円		125,563 百万円
経常利益		
第77期	前期比 23.9%	第78期
4,808 百万円		3,658 百万円

営業利益		
第77期	前期比 8.8%	第78期
4,647 百万円		4,238 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		
第77期	前期比 49.7%	第78期
3,933 百万円		1,978 百万円

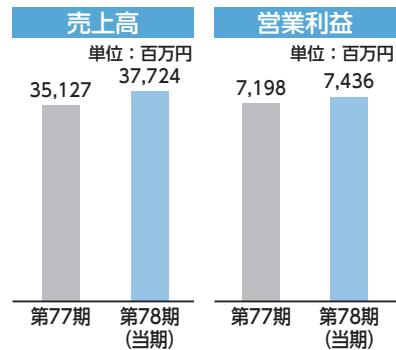
◆冷蔵倉庫事業◆

当連結会計年度は増収増益となりました。

前期に竣工した国内3ヵ所の物流センターに加え、当期に竣工した国内2ヵ所及びベトナム1ヵ所の物流センターに係る減価償却費の負担や、人件費・動力費などの上昇によるコスト増など、利益を下押しする要因もありました。しかしながら、前期から高い在庫水準が続いていること、入庫量・出庫量・在庫量のいずれも前期を上回ったことで、保管料収入及び荷役料収入はいずれも増収となりました。併せて、料金改定や業務効率化による生産性向上の結果、コスト増を吸収して増収増益を確保しました。

連結子会社であるタイヨコレイにおいても、入庫量・出庫量ともに増加し、第3四半期以降は主力の畜産品や果汁などの在庫が増加したことにより増収増益となりました。

以上の結果、冷蔵倉庫事業の業績は、売上高37,724百万円（前期比7.4%増）、営業利益7,436百万円（前期比3.3%増）となり、冷蔵倉庫事業セグメントの売上高及び営業利益はともに過去最高を更新しました。



◆食品販売事業◆

当連結会計年度は増収減益となりました。

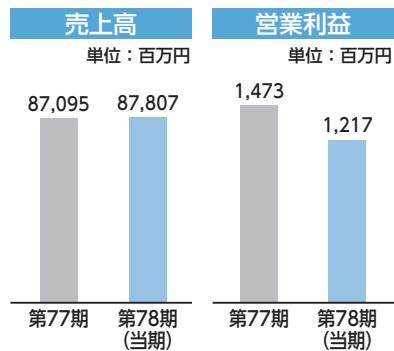
売上高、売上総利益とも、前期実績を上回りましたが、年間を通して、運賃、保管料等のコスト増を吸収しきれず増収ながら減益となりました。

水産品は九州及び西日本の前浜におけるイワシ・サバ等の豊漁により取扱量が増加し、増収増益を確保しました。ホタテは海外需要の拡大を背景に引き続き好調に推移しました。一方で鮭鱈類はノルウェーサーモンの取扱増があったものの、北海道での秋鮭の水揚げ不振の影響により減益となりました。また、東日本で取扱ったサンマは在庫調整が必要となり減益、マグロは米国向け関税の影響で輸出数量が減少し減収減益となるなど、地域・品目ごとに明暗が分かれる結果となりました。

畜産品は総じて売上高が減少したものの、チキンは組織効率化の取り組みにより大幅な増益を達成しました。ポークは猛暑の影響で国内での買付けが難航し減益となりましたが、ビーフはホテル需要の回復を受けてわずかに増益となりました。

農産品は天候不順や水不足の影響で収穫量が減少したことで、主力であるイモ類の取扱いも減少しました。この減少分をネギやキャベツで補ったものの、農産品全体としては売上・利益ともにわずかに減少しました。

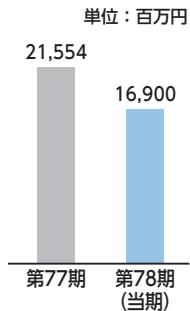
以上の結果、食品販売事業の業績は、売上高87,807百万円（前期比0.8%増）、営業利益1,217百万円（前期比17.4%減）となりました。



②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は16,900百万円であり、実施した設備投資の主なものは次のとおりであります。

- ・ベンルック物流センターの新設
※VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.の冷蔵倉庫
冷蔵設備保管収容能力約45,300トン、2025年1月完成
- ・十勝フードバレー物流センターの新設
冷蔵設備保管収容能力約23,200トン、2025年3月完成
- ・岡山CONNECT物流センターの新設
冷蔵設備保管収容能力約31,100トン、2025年4月完成
- ・長岡物流センター（仮称）の新設、工事中
冷蔵設備保管収容能力約27,200トン、2026年7月完成予定
- ・大井川第二物流センター（仮称）の新設、工事中
冷蔵設備保管収容能力約5,900トン、2026年10月完成予定
- ・スワンナプーム物流センター（仮称）の新設、工事中
※THAI YOKOREI CO.,LTD.の冷蔵倉庫
冷蔵設備保管収容能力約35,600トン、2026年12月完成予定



③資金調達の状況

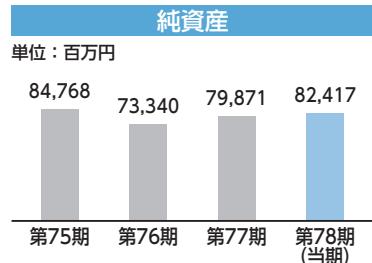
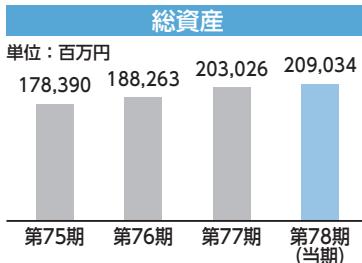
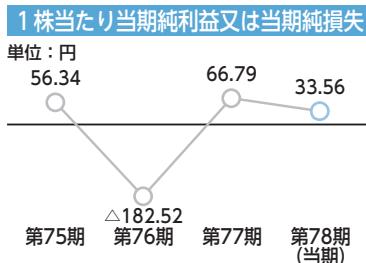
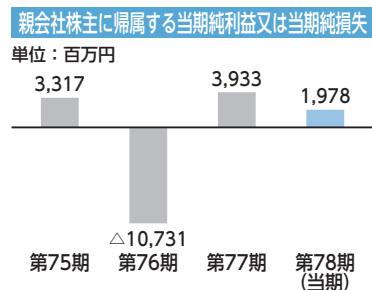
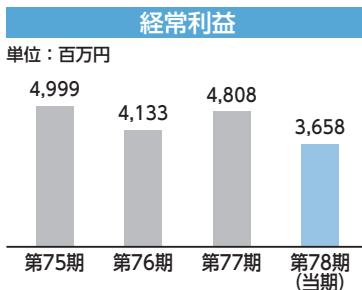
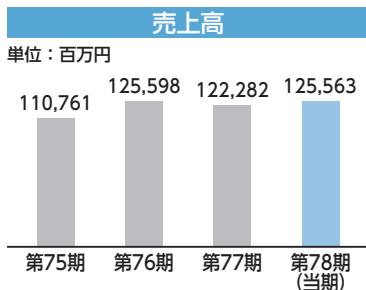
設備投資等のための資金調達を行いました結果、当連結会計年度末における長期借入金残高は、74,438百万円となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第75期 (2022年9月期)	第76期 (2023年9月期)	第77期 (2024年9月期)	第78期(当期) (2025年9月期)
売上高(百万円)	110,761	125,598	122,282	125,563
経常利益(百万円)	4,999	4,133	4,808	3,658
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(百万円)	3,317	△10,731	3,933	1,978
1株当たり当期純利益又は当期純損失(円)	56.34	△182.52	66.79	33.56
総資産(百万円)	178,390	188,263	203,026	209,034
純資産(百万円)	84,768	73,340	79,871	82,417

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び当期純損失は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び当期純損失を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬B I P信託」が所有する当社株式数を控除しております。
3. 第75期及び第76期の数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）等を第78期の期首から適用しております。



②当社の財産及び損益の状況

区分	第75期 (2022年9月期)	第76期 (2023年9月期)	第77期 (2024年9月期)	第78期(当期) (2025年9月期)
売上高(百万円)	108,700	123,513	119,927	122,758
経常利益(百万円)	4,756	3,986	4,624	4,400
当期純利益又は当期純損失(百万円)	3,229	△10,798	3,871	3,023
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(円)	54.85	△183.67	65.74	51.28
総資産(百万円)	173,824	183,418	196,995	201,842
純資産(百万円)	82,083	70,287	76,009	78,916

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び当期純損失は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数控除後）により算出しております。
 2. 1株当たり当期純利益及び当期純損失を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬B I P信託」が所有する当社株式数を控除しております。
 3. 第75期及び第76期の数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。
 4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）等を第78期の期首から適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
THAI YOKOREI CO.,LTD.	千バーツ 837,500	% 66.2	冷蔵倉庫事業
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	千バーツ 30,000	% 35.0	運送事業
VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.	百万ドン 533,110	% 100.0	冷蔵倉庫事業
パックス冷蔵(株)	百万円 25	% 100.0	冷蔵倉庫事業

- (注) 1. VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.は2025年2月に227,025百万ドン増資し、資本金が533,110百万ドンとなりました。
 2. パックス冷蔵(株)は、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、人口減少による労働力不足、原材料やエネルギー価格高騰、物価の上昇による節約志向など厳しい状況が続いています。

冷蔵倉庫事業においては施設の老朽化問題やフロンガス規制をはじめとする環境規制の厳格化などの課題があります。

食品販売事業においては為替相場の急激な変動、気候変動や世界人口増加による食資源の枯渇化に伴う食資源獲得競争などの課題があります。

以上のような事業環境において環境問題が年々深刻化しており、地球環境への配慮と、持続的な企業成長を両立したサステナビリティへの積極的な取り組みが求められています。

このような状況のなか、当社グループは2030年に向けた中長期的方向性「ヨコレイ事業ビジョン2030」及び「ヨコレイサステナビリティビジョン2030」を掲げました。

また、実現に向けた第2ステージとして2026年を最終年度とする新・中期経営計画（第Ⅱ期：2023年10月～2026年9月）「繋ぐ力」を定め各重点施策に取り組んでおります。

ヨコレイ 事業ビジョン 2030

企業理念

会社は社会の公器であり、利益は奉仕の尺度である

冷蔵倉庫事業 2030ビジョン

伝統と革新を融合したスマート
コールドサービスをお約束します

－ 事業活動 –

- ①セグメント売上高400億円 セグメント営業利益*100億円
- ②多機能＆オートメーション化低温物流センター

食品販売事業 2030ビジョン

お客様とともに食の独自価値を実現し、
生産者に寄り添い守り、世界の食卓を
豊かにします

－ 事業活動 –

- ①セグメント売上高 1,300億円
- ②セグメント営業利益率* 3.0%以上

環境活動

●自然冷媒導入率85%以上

●太陽光発電能力20メガワット

全社定量目標

●連結売上高 1,700億円 ●連結営業利益 100億円 ●EBITDA 170億円以上

* セグメント営業利益は、配賦不能営業費用（管理部門にかかる費用）の控除前です

ヨコレイ サステナビリティビジョン 2030

明るい食の未来へ～ヨコレイは食の安定供給により、持続可能な社会に貢献します～

マテリアリティ

地球環境との共生

働きがいのある
職場づくり

より高い品質・
サービスの提供

地域社会と
ともに発展

経営基盤の強化・
健全性の確保

新・中期経営計画（第Ⅱ期）の全体像－全体方針及び事業別方針－

新・中期経営計画（第Ⅱ期） 全体方針

繋ぐ力

2026年度目標

売上高	1,180億円	ROE	4 %以上
営業利益	48億円	自己資本比率	40%台を維持
EBITDA	130億円		

冷蔵倉庫事業

〈事業別方針〉

積み重ねてきた高品質な物流で国内外の課題を解消し、お客様へスマートコールドサービスを提供します。

売上高目標 : 380億円
セグメント営業利益^{*1}目標 : 73億円

食品販売事業

〈事業別方針〉

国内外（グローバル）の生産者とのネットワークを活かし、目利き力により旬や美味しさをお客様へとお届けします。

売上高目標 : 800億円
セグメント営業利益^{*1}目標 : 18億円

経営基盤

生産性を向上させ事業の成長スピードを加速化させる

*1 セグメント営業利益は、配賦不能営業費用（管理部門にかかる費用）の控除前です

セグメント別重点施策

冷蔵倉庫事業－3つの重点施策－

1. 環境配慮型センターの加速化
2. スマートコールドサービスの実現
～次世代型冷蔵倉庫の新設～
3. ASEANグローバル展開

食品販売事業－4つの改革・成長パッケージ－

1. 収益性向上のための構造改革
2. 事業品^{*2}・全社取組商材^{*3}の販路拡大
3. 独自商品と販売網の開発
4. 海外における販路拡大

*2 事業品：投融資先国内外パートナーの商材および自社生産品（ノルウェーサーモン、自社設備での凍結加工品等）

*3 全社取組商材：調達力を活かした一括仕入商材（サバ、ウナギ等）

以上の方針により、次期の業績見通しは、売上高118,000百万円、営業利益4,800百万円、経常利益4,600百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3,000百万円を見込んでおります。

なお、新・中期経営計画（第Ⅱ期）の2026年度目標は、2025年11月13日公表の「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」に基づく数値に変更しております。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

冷蔵倉庫事業 水産品・畜産品・農産品などの冷蔵・冷凍保管、凍結
食品販売事業 水産品・畜産品・農産品などの加工・販売
通関事業 通関業務

(6) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

①当社の主要な事業所

本店 横浜市鶴見区大黒町5番35号 (登記上の本店)

本社 横浜市西区みなとみらい三丁目3番3号

横浜コネクトスクエア10階

	冷 蔵 倉 庫 事 業	食 品 販 売 事 業	通 関 事 業
北 海 道	8ヶ所	2ヶ所	—
青 森 県	1ヶ所	1ヶ所	—
宮 城 県	3ヶ所	2ヶ所	—
茨 城 県	1ヶ所	1ヶ所	—
埼 玉 県	4ヶ所	—	—
千 葉 県	1ヶ所	1ヶ所	—
東 京 都	3ヶ所	4ヶ所	1ヶ所
神 奈 川 県	5ヶ所	—	1ヶ所
静 岡 県	2ヶ所	1ヶ所	—
愛 知 県	4ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
大 阪 府	5ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
兵 庫 県	1ヶ所	—	1ヶ所
岡 山 県	1ヶ所	—	—
福 岡 県	3ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
佐 賀 県	3ヶ所	1ヶ所	—
長 崎 県	3ヶ所	2ヶ所	—
宮 崎 県	2ヶ所	—	—
鹿 児 島 県	5ヶ所	1ヶ所	—
合 計	55ヶ所	20ヶ所	6ヶ所

②主要な子会社の事業所

会社名	所在地
THAI YOKOREI CO.,LTD.	本社：タイ王国
BEST COLD CHAIN CO.,LTD.	本社：タイ王国
VIETNAM YOKOREI CO.,LTD.	本社：ベトナム社会主義共和国
パックス冷蔵(株)	本社：東京都大田区平和島3丁目2番27号

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減(人)
冷蔵倉庫事業	1,367 (41)	+51 (△2)
食品販売事業	294 (15)	+15 (△2)
通関事業	29 (2)	△1 (+1)
全社(共通)	114 (2)	+3 (△1)
合計	1,804 (60)	+68 (△4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数(人)	前事業年度末比増減(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,446 (60)	+45 (△4)	36.6	12.2

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。また、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	31,580百万円
農林中央金庫	27,715百万円
株式会社三井住友銀行	13,823百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,740百万円
株式会社みずほ銀行	2,705百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 160,000,000株

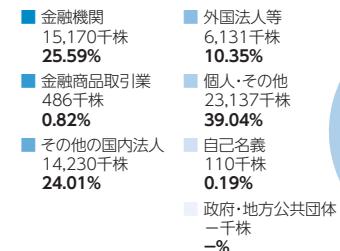
(2) 発行済株式の総数 59,156,370株

(自己株式110,314株を除く)

(3) 株主数 15,900名

(4) 大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社松岡	5,916	10.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,668	9.58
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,667	4.50
第一生命保険株式会社	2,205	3.72
株式会社横浜銀行	2,176	3.68
農林中金庫	1,473	2.49
横浜冷凍従業員持株会	1,435	2.42
株式会社八丁幸	1,411	2.38
株式会社サカタのタネ	1,022	1.72
横浜振興株式会社	892	1.50

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、当社は、2025年2月17日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、取締役8名（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬として、2025年3月17日付で自己株式62,400株を割り当てております。

②役員報酬B I P信託

当社は、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）を対象に、株式報酬制度として役員報酬B I P信託を導入しております。2025年9月30日現在において、日本マスタートラスト信託銀行（役員報酬B I P信託口）が所有する当社株式は162,100株です。なお、2019年12月20日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入したことにより、追加抛出は行っておりません。

③従業員持株会を通じた当社従業員への譲渡制限付株式付与制度

当社は、2023年5月15日開催の取締役会の決議に基づき、当社従業員に対して横浜冷凍従業員持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度を導入しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に在任する当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員並びに子会社役員及び従業員に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	吉川俊雄	
代表取締役社長	古瀬健児	
常務取締役	越智孝次	内部監査室長
常務取締役	吉川尚孝	事業総合企画本部長 兼 販売事業本部長 中期経営計画推進委員長
取締役	岡田洋	販売戦略管理部長
取締役	池田浩人	販売事業本部副本部長
取締役	星野義明	ダイヤモンド十勝(株)取締役副社長
取締役	吉田郷	管理本部長 兼 人事部長 気候関連担当 中期経営計画推進副委員長
取締役	酒井基次	認定特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ理事長
取締役	堀合洋祐	公認会計士堀合事務所公認会計士
取締役	本田光宏	筑波大学大学院ビジネス科学研究群教授 ユアサ商事(株)社外監査役
取締役	坂本順子	六田・坂本法律事務所弁護士 綿半ホールディングス(株)社外取締役
常勤監査役	井上啓造	
常勤監査役	奥田康一郎	
監査役	宗像久男	(株)パソナグループ顧問 公益社団法人自衛隊家族会理事
監査役	市川裕介	(株)アイネット社外取締役 (常勤監査等委員)

- (注) 1. 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子の各氏は、社外取締役であります。
 2. 井上啓造、奥田康一郎、宗像久男、市川裕介の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子、社外監査役 井上啓造、宗像久男、市川裕介の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役 奥田康一郎氏は、金融機関における豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
 5. 2025年2月17日開催の第77期定時株主総会継続会終結の時をもって、監査役 林修三、棚橋栄蔵の両氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

1) 全体像

当社役員に対する報酬については、①固定報酬となる「基本報酬」 ②単年度業績を反映できる「業績連動賞与」 ③中長期的業績を反映できる「譲渡制限付株式報酬」により構成する。

役員のうち非業務執行役員である社外取締役及び監査役に関しては、業績連動報酬等の変動報酬がなじまないことを勘案し、基本報酬のみとする。

全役員とも役員退職慰労金制度は、無とする。

2) 報酬の種類ごとの内容

ア. 基本報酬

取締役に関しては、株主総会決議の範囲内で、他社水準及び当社従業員の給与水準を総合的に考慮し決定する。監査役に関しては、株主総会決議の範囲内で、監査役の協議により個別報酬額を決定する。

イ. 業績連動賞与

株主総会決議の範囲とし、単年度業績を反映できる業績連動賞与の総額は、毎期の連結経営成績の①「営業利益」 ②「経常利益」 ③「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とする。目標を達成した場合の基準額を100とした場合、前年対比及び決算短信で開示した計画数値の達成度を勘案し、0から150の範囲で変動させ決定する。

その結果から他社動向等を勘案し、前後10%を上限とし変動させることを可能とす

る。ただし、その場合においても0から150の範囲内とし、考慮すべき特別の要因があるときは、前記10%の範囲を超えて変動させる場合がある。

なお指標については、本業の状況を示す「営業利益」を最も重要な指標と位置づけ、その他客観的で恣意的な評価操作が介在する余地がなく透明性のある指標として「経常利益」「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用する。

ウ. 謹渡制限付株式報酬

株主総会決議に基づき、取締役と株主のより一層の価値共有を進めることを目的に中長期的業績を反映できるものとして謹渡制限付株式報酬制度を導入する。

なお本制度による謹渡制限の解除は取締役退任時とし、付与株式の総数の上限は、年92,000株とする。

対象取締役に対する各事業年度付与株式数

(単位：株)

役 位 名	在 任 期 間				
	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上
取 締 役 会 長 取 締 役 社 長	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
取 締 役 副 社 長 専 務 取 締 役	9,600	10,200	10,800	11,400	12,000
常 務 取 締 役	6,400	6,800	7,200	7,600	8,000
取 締 役 (常 勤)	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	決議時点の役員の員数 (支給対象)
取締役	基本報酬	年額300百万円以内 (うち社外取締役分 50百万円以内) * 使用人分給与は 含まない	2021年12月22日	12名 (うち社外取締役 4名)
	業績連動賞与 * 社外取締役は対象外	年額90百万円以内 * 使用人分給与は 含まない	2019年12月20日	8名
	譲渡制限付株式報酬 * 社外取締役は対象外	年額120百万円以内 年間92,000株以内	2019年12月20日	8名
監査役	基本報酬	年額50百万円以内	2014年12月19日	4名

3) 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定

金銭報酬である「基本報酬」、「業績連動賞与」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」の割合は、目標を達成した場合、6：2：2を目安に設定する。

このうち「業績連動賞与」は、毎期の営業利益等の業績達成度合いにより変動するよう設定しているが、最終的には指名・報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。

「譲渡制限付株式報酬」については、毎年1回、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申された内容を尊重し取締役会で決定する。具体的には、決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値に基づき算定された額を現物出資財産として給付し株式交付を行うこととする。

4) 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定

「基本報酬」に関しては毎月支給を行うこととする。

「業績連動賞与」、「譲渡制限付株式報酬」については、毎年の定時株主総会終了直後に開催される取締役会において決定され、「業績連動賞与」に関しては即日、「譲渡制限付株式報酬」については、当該取締役会決議日の原則翌月中に一括して支給する。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任について

当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の部門評価と個人評価を総合的・客観的に行うことのできる代表取締役社長が適任者であることから、代表取締役社長古瀬健児に金銭報酬の取締役個人別配分を決定する権限を委任する。なお、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に諮問することで適切な権限行使に係る措置を講じている。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	業績運動賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	12 (4)	140 (24)	49 (-)	53 (-)	243 (24)
監査役 (うち社外監査役)	6 (6)	37 (37)	— (-)	— (-)	37 (37)
合計 (うち社外役員)	18 (10)	177 (61)	49 (-)	53 (-)	280 (61)

- (注) 1. 業績運動賞与の額の算定上の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、算定方法は①2)イ. に記載のとおりです。当事業年度における達成度は93%でした。
2. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は2. (5) その他株式に関する重要な事項に記載のとおりです。
3. 上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会において決議いただいた、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる監査役のうち、当事業年度中に退任した社外監査役1名に対して1,500千円を支給しております。
4. 上記のほか、2014年12月19日開催の第67期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、現任取締役2名に対しては総額250,240千円の範囲内で打ち切り支給を行います。なお、支給時期は取締役の退任時としております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 酒井基次、堀合洋祐、本田光宏、坂本順子及び社外監査役 井上啓造、奥田康一郎、宗像久男、市川裕介の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（非業務執行取締役を含む）・監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、又は他の者に利益を供与したことによる損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の兼職状況は「4. (1) 取締役及び監査役の状況」の重要な兼職の状況に記載のとおりです。なお、各社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	取締役会 (14回開催)		監査役会 (14回開催)		主な活動状況
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)	
取締役 酒井基次	14	100	—	—	監査部門等での豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役 堀合洋祐	14	100	—	—	公認会計士としての豊富な経験及び企業財務に関する十分な知識から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役 本田光宏	14	100	—	—	国税庁の要職を歴任し、筑波大学大学院教授としての豊富な経験と見識から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
取締役 坂本順子	14	100	—	—	教育者としての実績を持ち、弁護士としての幅広い知識と経験から有用な発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役等の選解任及び報酬に関する事項等について公正・透明な監督機能にも貢献しております。
監査役 井上啓造	14	100	14	100	企業経営や監査に携わった経験から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 奥田康一郎	9	100	9	100	金融分野における豊富な経験と専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 宗像久男	13	93	14	100	危機管理の専門的見地から有用な発言を行うとともに、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。
監査役 市川裕介	9	100	9	100	株式会社アイネットにおける常勤監査等委員としての豊富な経験と見識から、監査の方法その他の監査役の職務執行に関して、意見の表明を行っております。

- (注) 1. 社外監査役 奥田康一郎氏、市川裕介氏の取締役会及び監査役会への出席状況については、両氏が社外監査役に就任（2025年2月）以降の状況であります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区	分	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		141,719千円
・公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額		一千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		141,719千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、報酬等の額には当社の過年度決算訂正に係る監査業務に対する報酬54,369千円を含んでおります。
2. 監査役会は、当社取締役と会計監査人からその監査計画詳細の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について聴取したうえで検証を行いました。その結果、監査役会は、会計監査人の報酬等の額について必要な監査品質を十分維持しうるための水準であると判断し、同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、監査役会は会計監査人の職務執行状況等（監査品質、独立性、総合的能力）を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法で求められる体制に加え、金融商品取引法に基づく、「財務報告の適正性を確保するための体制」を重要な視点として定めて、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性の確保に努めています。基本方針の概要及び運用状況は、以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。
- 2) コンプライアンス管理規程に基づき、管理本部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
- 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「ヨコレ イグループ内部通報・相談窓口」を当社の社内（総務部・人事部）及び外部（委託先）に設置し未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては内部通報処理規程に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
- 4) 代表取締役社長直属の内部監査室を設けて、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
- 5) 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
- 6) 監査役は取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、取締役の業務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
- 7) 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応していきます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に管理本部長を任命しています。
- 2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「取締役の職務執行に関する文書管理規程」に定め、これにより文書または電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
- 3) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理活動における基本目的と行動指針を定めたリスク管理基本方針を全役員及び全従業員に周知徹底させています。
- 2) 取締役会で、リスク管理規程を制定し、重点管理リスクのリスク種類ごとの管理部署及び緊急時の対応等を定めています。
- 3) 管理本部は、全社的なリスク管理体制の構築と運用を行い、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理していきます。
- 4) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況の有効性及び適切性について監査を行っています。

④財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために、「内部統制規程」「内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、内部統制の整備・運用を行い、有効性の評価を行っていきます。
- 2) 内部統制委員会の構築・運用チームが中心となり、当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用を図っていきます。
- 3) 当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、見積りや評価を伴う会計処理及び複雑な取引についての会計処理等に関する検討体制を強化するため、良質な人材の確保や専門知識の拡充を図るとともに、監査法人とのより密なコミュニケーション、必要に応じた専門家の活用、より実務的で網羅性ある業務マニュアルの整備を行うことで、財務報告の適正を確保するための体制の整備及び運用を図っていきます。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役が効率的に職務を執行するために、業務分掌及び職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
- 2) 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い、経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
- 3) 取締役会の監督機能と説明責任を強化するとともに審議の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、過半数が独立社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。当諮問委員会は、取締役等の選解任に関する事項及び報酬等について審議した内容を取締役会に対して答申し、取締役等の指名・報酬等に関する手続の公正性、透明性及び客觀性を担保しています。

- 4) 経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議で十分協議・検討したうえで取締役会に付議いたします。
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営内容を的確に把握するために、当社が定める関係会社管理規程及び同規程に基づく子会社運営細則により、当社に事前協議・報告する事項を定め適切に管理しています。

当社の定例取締役会または経営会議で、子会社の代表取締役等から業務執行・財務状況・その他重要な情報について定期的に報告を受けています。
 - 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に基づき各子会社は、リスク管理責任者を設置しリスク発生の防止、発見等に努めています。

各子会社は、損失の危険を把握した場合には速やかに当社のリスクマネジメント委員会に報告することを定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するリスク管理体制を構築しています。
 - 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の事業特性や規模等を考慮し、適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの年度計画及び中期経営計画を策定しています。

子会社の管理責任者である当社の管理本部長は、子会社の代表取締役等から事業活動に関する重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項の報告を適時受け、その内容を検討し、必要があるときは助言を行い当社の取締役会に報告します。
 - 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社運営細則に基づき各子会社は、当社のコンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル（行動規範）を全役員及び全従業員に周知徹底しています。

当社のコンプライアンス管理規程に基づき各子会社は、コンプライアンス担当責任者を設置しコンプライアンスの推進及び教育指導等を実践しています。

当社の内部監査室が、コンプライアンス遵守状況を含めた子会社の監査を定期的に実施しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役会から、監査役の職務を補助する使用人を要請された場合には、監査役会と協議して設置します。
- 2) 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課及び人事異動は監査役と協議して行います。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとします。

⑧当社の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社監査役の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。
- 2) 当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行います。
- 3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告を行います。
- 4) 当社及び子会社は、当社の監査役への報告を行った者に対してこれを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底します。

⑨監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- 2) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等について毎期予算を設けています。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役社長等で構成される経営会議のメンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
- 2) 会計監査人と定例ミーティングを実施し情報交換を行っています。
- 3) 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

①内部統制システムの整備に関する基本方針の周知

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の趣旨、内容等について当社及び子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っております。

②コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス基本方針及び隨時更新しているコンプライアンスマニュアル（行動規範）をインターネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。また、リスク管理部によるコンプライアンス関連コラムの全社発信や管理部門連絡会の開催等を定期的に行うことで、より一層の充実に努めるとともに、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の設置による内部通報しやすい環境の整備も行っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し（2024年11月及び2025年7月）、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役会に報告しております。

③リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、代表取締役社長を委員長、各部門の本部長を委員とし、さらに対象事案の専門領域に応じた外部専門家を招聘して開催されるリスクマネジメント委員会を設置してグループ全体のリスク管理を統括しており、当事業年度においては3回開催いたしました（2025年2月、2025年4月及び2025年7月）。

また、リスク管理部を設置し、全社各事業部門の事業所間連携を構築することで情報と伝達を確実にし、リスク管理体制の強化を図っております。

④グループ管理体制

毎月開催される取締役会等で経営状況等の報告を受け、現況を把握・助言できる体制になっております。さらに、子会社の意思決定については、グループ経営における重要度に応じ、当社と事前協議を行う体制をとっております。また、当社の内部監査室が子会社の業務監査を定期的に実施しております。

⑤監査役への報告体制

当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行っています。

⑥取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の更なる機能向上を図るため、2019年から全取締役を対象にアンケートを実施し、その集計結果から認識された課題及び今後に向けた取り組みについて取締役会にて議論し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。当事業年度は2025年8月に実施いたしました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。引き続き、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に実効性の評価を行い、必要な議論を進めてまいります。

⑦コンプライアンス理解度チェックの実施

当社は、従業員のコンプライアンスに対する適正な認識を深めるため、全従業員向けのコンプライアンス理解度チェック（当社の業務に関連する内容や一般的なコンプライアンスに関する選択式の設問によるチェック）を2025年7月に実施いたしました。正答率等の実施結果や、各設問の解説をフィードバックすることで、従業員のコンプライアンス理解度の向上を図っております。

連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	34,253	流動負債	39,814
現金及び預金	3,659	支払手形及び買掛金	4,882
受取手形及び売掛金	13,318	短期借入金	13,591
商品	14,461	1年内返済予定の長期借入金	5,541
前渡金	381	1年内償還予定の社債	10,000
短期貸付金	1,031	リース債務	106
その他	1,416	未払法人税等	256
貸倒引当金	△13	賞与引当金	724
固定資産	174,780	役員賞与引当金	47
有形固定資産	123,559	その他	4,664
建物及び構築物	75,103	固定負債	86,801
機械装置及び運搬具	12,261	社債	10,000
土地	31,251	長期借入金	68,897
リース資産	388	リース債務	315
建設仮勘定	3,565	繰延税金負債	999
その他	989	役員報酬 B I P 信託引当金	95
無形固定資産	3,174	債務保証損失引当金	4,466
その他	3,174	退職給付に係る負債	164
投資その他の資産	48,046	資産除去債務	623
投資有価証券	43,256	その他	1,239
長期貸付金	4,296	負債合計	126,616
長期未収入金	6,609	純資産の部	
繰延税金資産	2	株主資本	70,420
退職給付に係る資産	434	資本金	14,303
その他	987	資本剰余金	14,427
貸倒引当金	△7,540	利益剰余金	41,917
資産合計	209,034	自己株式	△227
		その他の包括利益累計額	10,297
		その他有価証券評価差額金	8,597
		繰延ヘッジ損益	13
		為替換算調整勘定	891
		退職給付に係る調整累計額	794
		非支配株主持分	1,699
		純資産合計	82,417
		負債純資産合計	209,034

連結損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	125,563
売上原価	111,427
売上総利益	14,136
販売費及び一般管理費	9,898
営業利益	4,238
営業外収益	
受取利息	440
受取配当金	650
貸倒引当金戻入額	4
雑収入	502
	1,598
営業外費用	
支払利息	874
支払手数料	7
固定資産除却損	79
デリバティブ評価損	263
為替差損	893
雑支出	60
	2,178
経常利益	3,658
特別利益	
投資有価証券売却益	1,053
関係会社株式売却益	9
条件付対価受入益	283
	1,346
特別損失	
減損損失	557
	557
税金等調整前当期純利益	4,447
法人税、住民税及び事業税	2,104
法人税等調整額	286
当期純利益	2,057
非支配株主に帰属する当期純利益	78
親会社株主に帰属する当期純利益	1,978

連結株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,303	14,428	41,137	△282	69,586
当期変動額					
剰余金の配当			△1,419		△1,419
親会社株主に帰属する当期純利益			1,978		1,978
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△1		55	53
連結範囲の変動			220		220
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△1	780	55	834
当期末残高	14,303	14,427	41,917	△227	70,420

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,542	△184	1,237	64	8,661	1,623	79,871
当期変動額							
剰余金の配当					—		△1,419
親会社株主に帰属する当期純利益					—		1,978
自己株式の取得					—		△0
自己株式の処分					—		53
連結範囲の変動					—		220
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,054	197	△345	729	1,636	75	1,711
当期変動額合計	1,054	197	△345	729	1,636	75	2,546
当期末残高	8,597	13	891	794	10,297	1,699	82,417

貸借対照表 (2025年9月30日現在)

資産の部		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,842	流動負債	36,449
現金及び預金	2,334	買掛金	4,882
受取手形	0	短期借入金	10,600
売掛金	12,876	1年内返済予定の長期借入金	5,469
商品	14,461	1年内償還予定の社債	10,000
貯蔵品	61	リース債務	102
前渡金	399	未払金	1,108
短期貸付金	531	未払法人税等	234
関係会社短期貸付金	497	未払費用	2,417
その他	690	前受金	3
貸倒引当金	△12	預り金	105
固定資産	170,000	賞与引当金	721
有形固定資産	108,561	役員賞与引当金	47
建物	62,709	その他	756
構築物	2,276	固定負債	86,476
機械装置	10,500	社債	10,000
車両運搬具	377	長期借入金	68,607
工具、器具及び備品	730	リース債務	315
土地	29,902	繰延税金負債	456
リース資産	380	退職給付引当金	776
建設仮勘定	1,683	役員報酬B I P信託引当金	95
無形固定資産	2,080	債務保証損失引当金	4,466
借地権	1,538	資産除去債務	520
ソフトウェア	472	長期預り金	100
電話加入権	28	長期未払金	250
その他	40	デリバティブ債務	888
投資その他の資産	59,358	負債合計	122,926
投資有価証券	42,507	純資産の部	
関係会社株式	3,350	株主資本	70,309
出資金	10	資本金	14,303
関係会社出資金	3,217	資本剰余金	14,427
長期貸付金	4,213	資本準備金	14,346
従業員に対する長期貸付金	2	その他資本剰余金	80
関係会社長期貸付金	6,081	利益剰余金	41,805
破産更生債権等	103	利益準備金	1,004
長期前払費用	20	その他利益剰余金	40,801
差入保証金	527	圧縮記帳積立金	282
長期未収入金	6,609	別途積立金	33,510
その他	256	繰越利益剰余金	7,008
貸倒引当金	△7,540	自己株式	△227
資産合計	201,842	評価・換算差額等	8,607
		その他有価証券評価差額金	8,593
		繰延ヘッジ損益	13
		純資産合計	78,916
		負債純資産合計	201,842

損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	
商品売上高	87,807
冷蔵庫収入	34,892
その他事業収入	57
	122,758
売上原価	
商品売上原価	81,147
冷凍事業原価	27,795
その他事業原価	18
	108,961
売上総利益	
	13,796
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
受取利息	552
受取配当金	683
貸倒引当金戻入額	4
雑収入	505
	1,745
営業外費用	
支払利息	825
支払手数料	7
固定資産除却損	79
デリバティブ評価損	263
為替差損	169
雑支出	57
	1,401
経常利益	
特別利益	
投資有価証券売却益	1,053
関係会社株式売却益	9
条件付対価受入益	283
	1,346
特別損失	
減損損失	557
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	2,058
法人税等調整額	107
当期純利益	
	2,166
	3,023

株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金				利益剰余金			
	資本準備金	その他資本	資 本 剩 余 合 計	利 益 准 備 金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	継 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	14,303	14,346	81	14,428	1,004	285	48,510	△9,598
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				—				△1,419
当期純利益				—				3,023
圧縮記帳積立金の取崩				—		△2		2
別途積立金の取崩				—			△15,000	15,000
自己株式の取得				—				
自己株式の処分			△1	△1				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—				
事業年度中の変動額合計	—	—	△1	△1	—	△2	△15,000	16,606
当期末残高	14,303	14,346	80	14,427	1,004	282	33,510	7,008

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	40,201	△282	68,650	7,542	△184	7,358	76,009
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△1,419		△1,419			—	△1,419
当期純利益	3,023		3,023			—	3,023
圧縮記帳積立金の取崩	—		—			—	—
別途積立金の取崩	—		—			—	—
自己株式の取得	—	△0	△0			—	△0
自己株式の処分	—	55	53			—	53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—		—	1,050	197	1,248	1,248
事業年度中の変動額合計	1,604	55	1,658	1,050	197	1,248	2,906
当期末残高	41,805	△227	70,309	8,593	13	8,607	78,916

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田知範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長沼洋佑

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜冷凍株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

横浜冷凍株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田知範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長沼洋佑

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜冷凍株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画書を策定し、監査の方針、監査業務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画、監査の方針、監査業務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月26日

横浜冷凍株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	井上 啓造	印
常勤監査役（社外監査役）	奥田 康一郎	印
社外監査役	宗像 久男	印
社外監査役	市川 裕介	印

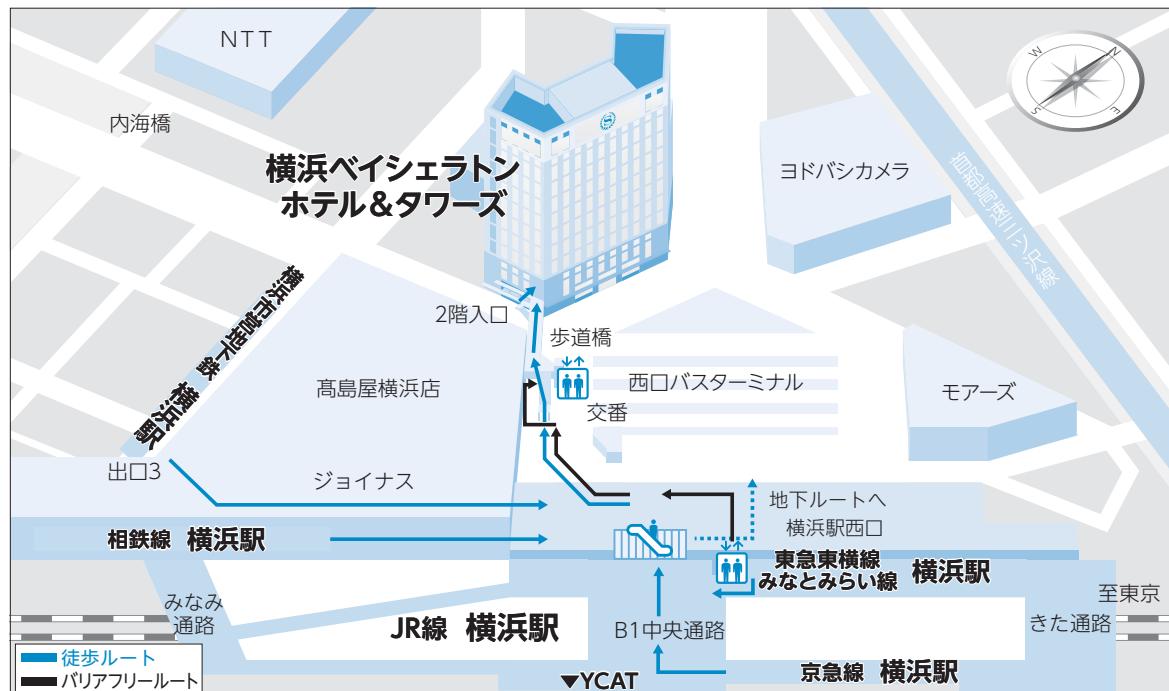
以上

株主総会会場ご案内図

■会場

横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ（5階）「日輪」

横浜市西区北幸一丁目3番23号 電話:(045) 411-1111(代表)



■交通

JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」

西口から徒歩約5分

地下ルートのご案内

ジョイナス（西口地下街）を通り、「南6」出口方面へお越しいただくのが便利です。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。